

熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第7号

熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例の一部を改正する条例

熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例（昭和42年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市」を「熱海市（以下「市」という。）」に、「熱海市重症心身障害児童扶養手当」を「重症心身障害児童扶養手当」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し中「用語の」を削り、同条を第2条とする。

第4条第1項中「かつ」を「かつ、」に改め、「養育者」の次に「（以下「受給資格者」という。）」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第4条第3項第2号中「児童福祉施設等に入所し、又は入院している」を「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所（通所による入所及び短期間の入所を除く。以下同じ。）又は入院をしている」に改め、同項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同条第4項中「次の各号のいずれかに該当する」を「熱海市内に住所を有しない」に改め、同項各号を削り、同条第5項を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（申請及び認定）

第4条 受給資格者は、扶養手当の支給を受けようとするときは、その受給資格を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 扶養手当の支給については、前項の申請に基づき市長が認定する。

第5条中「月を単位として支給するものとし、その額は1月につき5,000円に、前条に定める支給要件に該当する父若しくは母又は養育者が監護し又は養育する同条第3項各号に該当しない児童の数を乗じて得た額」を「児童1人につき月額5,000円」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出しを「（支給の期間及び方法）」に改め、同条第1項中「は、申請を受理した日」を「を支給する期間は、受給資格者が第4条第1項の規定による認定の申請をした日」に、

「理由の」を「理由が」に、「支給する」を「とする。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 扶養手当は、次の区分により支払う。

区分	期間	支払月
第1期	前年12月分から5月分まで	6月
第2期	6月分から11月分まで	12月

第7条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、支給すべき事由が消滅したときは、支払月を繰り上げて支払うことができる。

第7条を第6条とする。

第8条中「扶養手当の支給を受けている受給資格者」を「第4条第2項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）」に改め、同条第1号中「受給資格者」を「受給者」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

第8条を第7条とする。

第10条を削る。

第9条中「偽り、その他不正の手段により」を「、偽りその他の不正の手段により、」に、「または、第2条の趣旨に反する場合はその者に」を「は、既に」に、「返還させることができる」を「その者から返還させるものとする」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(受給者の義務)

第8条 受給者は、扶養手当を児童の生活の向上と福祉の増進に寄与するために使用しなければならない。

2 受給者は、規則の定めるところにより、市長に対し、必要な事項を届け出て、かつ、必要な書類を提出しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 受給者は、手当の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

第11条第1項中「若しくはその他の関係人に対して必要な事項に関し調査をさせる」を「又は受給者に対して、受給資格の有無の決定のために必要な書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして受給資格者、受給者その他の関係人に質問させる」に改め、同条第2項中「に

対して、当該児童」を「又は受給者に対して、扶養手当の支給が行われる児童」に改め、「受けさせること」の次に「を命ずること」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第12条中「条例施行」を「条例の施行」に、「規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。